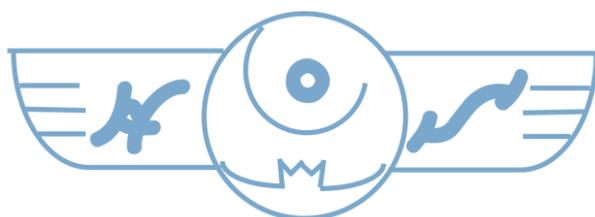


長崎玉成高等学校・附属中学部運動部活動に係るガイドライン



はじめに

1. 適切な運営のための体制整備
2. 適切な休養日及び活動時間
3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
5. 学校単位で参加する大会等の見直し

おわりに

令和6年4月1日

玉木学園 長崎玉成高等学校
長崎玉成高等学校附属中学部

はじめに

運動部活動は、学校教育の一環としてスポーツに興味と関心をもつ生徒たちの自主的、自発的な参加により顧問の教員をはじめとした関係者の取り組みや指導のもとに、運動やスポーツを行うものであり、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。

このような運動部活動の場において、毎年指導者による体罰の事案が報告されてきた。さらに平成24年12月には体罰を背景として高校生が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生し、運動部活動における体罰が社会的に問題となっていることから、教育再生実行会議の提言の中で、運動部活動指導のガイドラインを作成することが提言され、平成30年3月に国から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、それを受けて平成30年10月に県教育委員会より「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」が示された。

この県のガイドラインの趣旨は、生徒たちにとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の①～④を重視して、本県の地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ①「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定する。
- ②知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ③生徒の自主性・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ④学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

長崎玉成高等学校 運動部活動方針

本校においては、「国のガイドライン」や「長崎県の運動部活動の在り方に関する方針」を参考とし、本校の教育環境に即したこの運動部活動に係る活動方針を策定することとした。

1. 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア. 「運動部活動に係るガイドライン」は、今回定めた本校のガイドラインに則り毎年度策定する。
- イ. 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日・休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会日程等）を作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア. 平成31年度の運動部活動は、以下の9部とする。
バレーボール（女）、バスケットボール（女）、バドミントン（男女）、剣道（男女）
軟式野球（男）、ソフトテニス（女）硬式テニス（男）サッカー（女）陸上（男女）
- イ. 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。その際、学校全体でスポーツ医・科学的な根拠に基づく指導方針に則って運動部活動が行えるよう、運動部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮すること。
- ウ. 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないように適宜、是正を図る。

2. 適切な休養日及び活動時間の設定

ジュニア期のスポーツ活動に関するスポーツ医・科学的観点も踏まえ、以下の基準とする。

(1) 休養日

- ア. 原則として、週1日以上の休養日を設け、土日のどちらかを休養日とする。また、家庭の日（毎月第3日曜日）を配慮する。
また、入学年次に運動部活動による事故や怪我等が急激に増えることを踏まえ、新入部員は中学校の休養日の設定基準を一定期間適用するなど、生徒の発達段階や適応の度合いを考慮して計画を立てる。
- イ. 長期休業中の休養日は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることにも配慮する。

- ウ. 大会期間中、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど恒常化しないように計画し、休養を十分にとることができるようにする。

(2) 活動時間

- ア. 1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えないことを目安として、最適な活動時間を設定することもできる。その際は生徒が怪我、バーンアウトすることがないようにし、短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てる。

※「活動時間」とは、身体的トレーニング効果が期待される主活動のことであり、練習会場への移動、準備、片付け、練習試合や大会参加時の試合間の休憩、見学等は含まない。

3. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア. 運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ. 気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を利用して状況を把握し、躊躇せずに活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなど、万全の対策を行う。
- ウ. 高温や多湿時において、学校体育大会が開催される場合については、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。
- エ. 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることやウォームアップやクールダウンを確実に行うこと、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。加えて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子生徒の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ. 疲労が著しい場合や技能が未熟な場合には、練習への参加や試合への出場を見合わせる等、生徒の健康に配慮する。また、新入生や初心者には説明のための時間を別途設けて安全に対する意識向上に努める。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部活動は、中央競技団体が作成・公開する「指導の手引」とともに、平成26年1月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用し、3(1)に基づく指導を行うこと。

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

学校や地域の実態、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことのできる運動部の設置については、必要に応じて検討(季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等)を行う。

(2) 地域との連携等

学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ったスポーツ環境整備を進める。

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 上位団体の規定の見直しを受け、関係団体と連携して、主催大会の参加資格や運営の在り方を検討し、大会数の上限の目安を定める。

(2) 教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないように考慮して、参加する大会等を必要に応じて精査する。

おわりに

(1) 学校における効果的な指導を行うに当たっては、本県において通知した「スポーツにおける体罰根絶宣言」について(平成26年1月17日付け25教体第304号)の内容を遵守する。

(2) 本ガイドラインでは、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上に結びつき、競技力向上につながるものと考えられる。地域や学校の実情、競技特性や競技レベル、教科指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、本ガイドラインの着実な実施を図る。